

労働安全衛生法における特別教育の概要

労働安全衛生法第 59 条第 3 項の規定にもとづき、事業者は、厚生労働省令で定める危険又は有害な業務に労働者をつかせるときは、その業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。特別教育を必要とする業務は労働安全衛生規則第 36 条に規定されている機械集材装置の運転、チェーンソーによる伐木、小型車両系建設機械の運転など 49 の業務。

■ 特別教育の細目

特別教育の実施について必要な事項は、特別教育規程（厚生労働省告示）により科目、範囲、時間が定められている。

■ 科目の省略

事業者は、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。

省略が認められる者とは、

- 当該業務に関し上級の資格を有する者
- 当該業務に関し職業訓練を受けた者 など

■ 教育の実施主体

教育は、通達により、事業者が実施しても、外部の講師に委託してもさしつかえない。

■ 講師の要件

講師の資格要件は定められていないが、通達により、教習科目について十分な知識、経験を有する者でなければならないこととされている。

■ 記録の保存

事業主は、特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、3 年間保存しなければならない。

労働安全衛生法

(安全衛生教育)

第 59 条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

労働安全衛生規則

(特別教育を必要とする業務)

第 36 条 法第 59 条第 3 項 の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

7 機械集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう。以下同じ。）の運転の業務

8 胸高直径が 70 センチメートル以上の立木の伐木、胸高直径が 20 センチメートル以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が 20 センチメートル以上であるものの処理の業務

8 の 2 チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務（前号に掲げる業務を除く。）

(特別教育の科目の省略)

第 37 条 事業者は、法第 59 条第 3 項 の特別の教育（以下「特別教育」という。）の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。

(特別教育の記録の保存)

第 38 条 事業者は、特別教育を行なったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを 3 年間保存しておかななければならない。

(特別教育の細目)

第 39 条 前 2 条及び第 592 条の 7 に定めるもののほか、第 36 条第 1 号から第 13 号まで、第 27 号及び第 30 号から第 36 号までに掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

昭和 48 年 3 月 19 日基発第 145 号通達「労働安全衛生法関係の疑義解釈について」（抜粋）

12 法第 59 条関係

問 法 59 条に定める特別の教育は、特定の講師に委託して行ってもさしつかえないか。なお、講師の資格如何。

答 さしつかえない。なお、特別の教育の講師についての資格要件は定められていないが、教習科目について十分な知識、経験を有する者でなければならないことは当然である。

林業関係の特別教育規程

○機械集材装置の運転の業務に係る特別教育

学科教育

科 目	範 囲	時 間
機械集材装置に関する知識	機械集材装置の集材機の種類、構造及び取扱いの方法 機械集材装置の索張り方式 集材方法	3 時間
ワイヤロープに関する知識	ワイヤロープの種類 ワイヤロープの止め方及び継ぎ方の種類	2 時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1 時間

実技教育

科 目	範 囲	時 間
機械集材装置の集材機の運転	基本操作 応用運転	4 時間
ワイヤロープの取扱い	ワイヤロープの止め方、継ぎ方及び点検方法	4 時間

○胸高直径が 70 センチメートル以上の立木の伐木等の業務に係る特別教育

学科教育

科 目	範 囲	時 間
伐木作業に関する知識	伐倒の方法 伐倒の合図 退避の方法 かかり木の種類及びその処理	3 時間
チェーンソーに関する知識	チェーンソーの種類、構造及び取扱い方法 チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	2 時間
振動障害及びその予防に関する知識	振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置	2 時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1 時間

実技教育

科 目	範 囲	時 間
伐木の方法	大径木及び偏心木の伐木の方法 かかり木の処理方法	4 時間
チェーンソーの操作	基本操作 応用操作	4 時間
チェーンソーの点検及び整備	チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	2 時間

○チェーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務に係る特別教育

学科教育

科 目	範 囲	時 間
伐木作業に関する知識	伐倒の方法 伐倒の合図 退避の方法	2 時間
チェーンソーに関する知識	チェーンソーの種類、構造及び取扱い方法 チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	2 時間

振動障害及びその予防に関する知識	振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置	2 時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1 時間

実技教育

科 目	範 囲	時 間
伐木の方法	胸高直径が七十センチメートル未満の立木の伐木の方法 かかり木でかかっている木の胸高直径が二十センチメートル未満であるものの処理方法	2 時間
チェーンソーの操作	基本操作 応用操作	2 時間
チェーンソーの点検及び整備	チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	2 時間

< 参考 >

○小型車両系建設機械（解体用）の運転の業務に係る特別教育

学科教育

科 目	範 囲	時 間
小型車両系建設機械(解体用)の走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	小型車両系建設機械(解体用)(安衛則第三十六条第九号の機械のうち令別表第七第六号に掲げる機械をいう。以下同じ。)の原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置、ブレーキ、電気装置、警報装置及び走行に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	2 時間
小型車両系建設機械(解体用)の作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	小型車両系建設機械(解体用)の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法 小型車両系建設機械(解体用)による一般的作業方法	2 時間
小型車両系建設機械(解体用)の運転に必要な一般的事項に関する知識	小型車両系建設機械(解体用)の運転に必要な力学 コンクリート造の工作物等の種類及び構造 土木施工の方法	1 時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1 時間

実技教育

科 目	範 囲	時 間
小型車両系建設機械(解体用)の走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	4 時間
小型車両系建設機械(解体用)の作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工	2 時間